

新潟県企業局管理規程第8号

新潟県企業局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年8月29日

新潟県企業管理者 榑 澤 尚

新潟県企業局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟県企業局出納取扱金融機関等事務取扱規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(払込金)</p> <p>第13条 総括店は、企業出納員から規程第63号第1項の規定によるインターネットバンキングの方法（以下「<u>インターネットバンキングの方法</u>」という。）により国又は地方公共団体その他公共団体の機関の発した納入に関する書類を添えて払込払の依頼を受けたときは、払込みの手続きをとり、領収に関する書類を企業出納員に送付しなければならない。</p> <p>(口座振替払)</p> <p>第14条 総括店は、企業出納員からインターネットバンキングの方法により口座振替払の依頼を受けたときは、その日のうちにその指定された債権者の預金口座に振替えの手続きをとり、当該債権者に対し、口座振込みをした旨を通知しなければならない。</p> <p>(隔地払)</p> <p>第15条 総括店は、企業出納員からインターネットバンキングの方法により隔地払の依頼を受けたときは、当該債権者に対し送金の手続きをとらなければならない。</p>	<p>(払込金)</p> <p>第13条 総括店は、企業出納員から規程第63号第1項の規定による<u>ファーム・バンキングの方法</u>（以下「<u>ファーム・バンキングの方法</u>」という。）により国又は地方公共団体その他公共団体の機関の発した納入に関する書類を添えて払込払の依頼を受けたときは、払込みの手続きをとり、領収に関する書類を企業出納員に送付しなければならない。</p> <p>(口座振替払)</p> <p>第14条 総括店は、企業出納員からファーム・バンキングの方法により口座振替払の依頼を受けたときは、その日のうちにその指定された債権者の預金口座に振替えの手続きをとり、当該債権者に対し、口座振込みをした旨を通知しなければならない。</p> <p>(隔地払)</p> <p>第15条 総括店は、企業出納員からファーム・バンキングの方法により隔地払の依頼を受けたときは、当該債権者に対し送金の手続きをとらなければならない。</p>

附 則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。